

大阪大学における多様な人材活用推進に関する基本理念

大阪大学は、社会的諸要因によって潜在能力の最大限の発揮を阻まれている、女性をはじめとする多様な人材を積極的に活用・開発することにより、研究・教育の質を高めることをめざす。

日本における大学制度の制定は、1886年の帝国大学令にさかのぼるが、当時の文化的・社会的な背景を反映して、大学の学生や教職員は男性を中心とする特定の階層によって占められていた。戦後の学制改革によって新制大学となった後は、女子学生の比率は上昇し、その傾向は今後いっそう強まることが期待される。しかしながら、教員に占める女性の割合は女子学生の比率に及ばず、その増加も遅々として進んでいない。

近年、男女共同参画社会基本法のもとで、わが国のさまざまな組織・団体において、男女共同参画が進められている。働く権利に関して性差による偏りがあるてはならないことは当然であり、また、わが国の現状を見れば、女性の社会進出が一層求められるのは必定である。したがって、本学は、社会的存在として、男女共同参画を積極的に推進しなくてはならないと考える。

大学は、学術研究・高等教育を通じて、学問の進歩と社会の安寧に貢献することが求められる機関である。この立場から、本学は、大学本来の存在、つまり研究・教育機関として、男女共同参画の問題をとらえ、研究・教育の質を高めるためには多様な人材の活用が不可欠であると考え。実際、研究に関しては、それぞれの分野が細分化・高度化されるとともに、融合型研究、分野横断型研究など、新しい研究分野の開拓が求められている。また、教育についても、留学生や女子学生、および社会人学生の比率の向上とともに、さまざまな教育方法の開発が求められている。これらの傾向に柔軟に対応するためには、異なった経験や知識、感性をもった多様な人材によって大学組織が支えられなくてはならない。したがって、今後は、女性をはじめ、外国人や障害者など、これまで活躍の機会を十分に得られなかった人材を積極的に活用・開発する必要がある。

以上の観点から、大阪大学は、男女共同参画を 21 世紀の日本における重要課題のひとつと位置づけた男女共同参画社会基本法に則り、また、研究・教育の質を高めることを目的とし、環境の整備等を図ることによって、多様な人材の活用・開発を推進することを宣言する。